

県指定史跡の指定及び無形文化財保持者の追加認定についての報告

文化財課

1 県史跡「田名城跡」の指定

沖縄県文化財保護条例第32条第1項の規定により、「田名城跡」を沖縄県史跡に指定した。指定の日は、沖縄県公報に掲載された5月8日付けとなる。

- 沖縄県指定史跡
田名城跡

○解説

田名城跡は、伊平屋村田名集落の北側背後の山に築かれたグスク時代の城跡である。標高179mの山頂部を中心にして鉢巻き状に石積みをめぐらしている。地元では「ウッカーグスク」とも呼ばれる。

グスクの主体部の面積は、長軸約140m×最大幅約50mである。石積みの石材は、人頭大のチャートの野面積みで、保存状況は良好である。構築者や築造年代等に関する文献資料や伝承等が残っておらず、詳細は判然としないが、表採される遺物や石積みの技法等から14世紀～15世紀に築造されたものと推定される。

田名城跡は、天然の地形を巧みに取り込むと同時に野面積みの石積や曲輪、物見台、堀切といった遺構群を配置した極めて防御性の高いグスクであると評価される。

○これまでの経緯

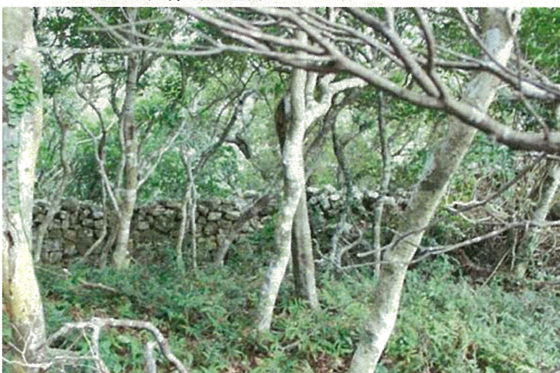
- ・平成25年6月25日に「田名グスク」の指定について、県教育委員会より文化財保護審議会に諮問。
- ・平成27年3月26日に眞嗣一（当時、文化財保護審議会会長）と上原静（当時、第2専門部会委員）による現地調査。
- ・平成29年7月20日に沖縄県文化財保護審議会から第2専門部会に調査を指示。
- ・平成29年8月1日に開催された第2専門部会において、検討が行われる。
- ・平成30年3月26日に開催された文化財保護審議会において、指定についての結論がまとめられ、平成30年3月29日に比嘉悦子文化財保護審議会会長から平敷昭人教育長に答申が手交された。
- ・平成30年3月29日、教育長決裁により、県史跡「田名城跡」の指定が決定した。



田名城跡遠景並びに登り口



頂上部への入り口



頂上部付近の石積（遠景）



頂上部付近の石積

2 「沖縄伝統音楽野村流」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる23名を沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統音楽野村流」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に登載された5月8日付けとなる。

番号	氏名	種別	住所
1	赤嶺ミヨ	三線	那覇市
2	新城治	〃	豊見城
3	石川親助	〃	浦添市
4	上間克美	〃	那覇市
5	勝連繁男	〃	北谷町
6	儀間良和	〃	中城村
7	金城幸浩	〃	那覇市
8	米須清信	〃	宜野湾市
9	佐久田朝雄	〃	沖縄市
10	首里良三	〃	豊見城市
11	砂辺孝真	〃	浦添市
12	田場盛幸	〃	嘉手納町
13	玉城利和	〃	豊見城市
14	仲宗根盛次	〃	西原町
15	仲村春善	〃	中城村
16	比嘉康夫	〃	名護市
17	比嘉康春	〃	宜野湾市
18	宮城竹茂	〃	南城市佐敷
19	銘苅盛隆	〃	浦添市
20	山城暁	〃	うるま市
21	山田義夫	〃	北谷町
22	仲田治巳	笛	那覇市
23	又吉真也	胡弓	那覇市

○解説

琉球王国時代、湛水親方によって定式化された三線音楽はその後沖縄芸能に大きく寄与した。野村流は、19世紀半ばに御冠船踊りの指導者として活躍した野村安趙によって大衆的な普及を目的に改良され今日最も普及している流儀である。その芸術性、芸術的な価値は、日本の芸能の中でも重要視されている。

県においては、昭和47年12月28日に無形文化財に指定している。県指定無形文化財「沖縄伝統音楽野村流」の保持者は、昭和47年の指定時に45名の認定があり、その後、平成11年3月23日に59名、平成20年11月28日に30名の追加認定があったが、72名の物故者があり、現在は62名になっている。

○これまでの経緯

- ・平成27年11月25日に「沖縄伝統音楽野村流」保持者の追加認定について、県教育委員会から文化財保護審議会に諮問。
- ・平成27年12月3日に沖縄県文化財保護審議会から第4専門部会に調査を指示。
- ・平成27年12月22日に開催された第4専門部会において、諮問内容の確認と調査について審議。
- ・平成28年5月10日から平成29年9月14日まで第4専門部会にて調査・審議。
- ・平成29年11月20日第4専門部会にて審議し候補者案を作成。
- ・平成30年3月26日に開催された文化財保護審議会において、認定についての結論がまとまり、平成30年3月29日に比嘉悦子文化財保護審議会会長から平敷昭人教育長に答申が手交された。
- ・平成30年3月29日、教育長決裁により、無形文化財「沖縄伝統音楽野村流」の追加認定が決定した。

3 「沖縄伝統音楽安富祖流」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる9名を沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統音楽安富祖流」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に登載された5月8日付けとなる。

番号	氏名	種別	住所
1	上原聡	三線	糸満市
2	城間恒子	〃	那覇市
3	新城亘	〃	那覇市
4	瑞慶覧朝孝	〃	沖縄市
5	照喜名朝国	〃	那覇市
6	仲盛康	〃	石垣市
7	宮里政榮	〃	沖縄市

8	我那覇常允	笛	南風原町
9	宮城 英夫	〃	名護市

○解説

琉球王国時代、湛水親方によって定式化された三線音楽は、屋嘉比朝寄や知念績高に伝承された。知念績高の高弟安富祖正元は、師の技法を忠実に継承しつつ、独自の才能により、安富祖流の源となった。安富祖流は、細かい節回しと独特の運指法があり、その味わい深さは高く評価されている。その芸術性、芸能的な価値は、日本の芸能の中でも重要視されている。

県においては、昭和47年12月28日に無形文化財に指定している。県指定無形文化財「沖縄伝統音楽安富祖流」の保持者は、昭和47年の指定時には14名の認定があり、その後、平成11年3月23日に32名、平成21年12月1日に17名の追加認定があったが、25名の物故者があり、現在は38名となっている。

○これまでの経緯

- ・平成27年11月25日に「沖縄伝統音楽安富祖流」保持者の追加認定について、県教育委員会が文化財保護審議会に諮問。
- ・平成27年12月3日に沖縄県文化財保護審議会から第4専門部会に調査を指示。
- ・平成27年12月22日に開催された第4専門部会において、諮問内容の確認と調査について審議。
- ・平成28年5月10日から平成29年9月14日まで第4専門部会にて調査・審議。
- ・平成29年11月20日第4専門部会にて審議し候補者案を作成。
- ・平成30年3月26日に開催された文化財保護審議会において、認定についての結論がまとまり、平成30年3月29日に比嘉悦子文化財保護審議会会長から平敷昭人教育長に答申が手交された。
- ・平成30年3月29日、教育長決裁により、無形文化財「沖縄伝統音楽安富祖流」の追加認定が決定した。

4 「沖縄伝統音楽箏曲」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる21名を沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統音楽箏曲」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に掲載された5月8日付けとなる。

番号	氏名	種別	住所
1	伊波治代子	箏	うるま市
2	上地律子	〃	宜野湾市
3	大城清子	〃	読谷村
4	岳原美智子	〃	読谷村
5	神谷和枝	〃	南城市
6	喜屋武初江	〃	読谷村
7	具志堅道子	〃	那覇市
8	久手堅直子	〃	南城市
9	米須幸子	〃	那覇市
10	城間良子	〃	西原町
11	末吉弘子	〃	浦添市
12	知念千香子	〃	うるま市
13	知花ハツ子	〃	那覇市
14	名嘉ヨシ子	〃	神奈川県横浜市
15	波平エミ子	〃	宜野湾市
16	比嘉敏江	〃	名護市
17	比嘉博明	〃	読谷村
18	比嘉良子	〃	那覇市
19	宮城秀子	〃	沖縄市
20	宮里秀明	〃	那覇市
21	山城眞理子	〃	うるま市

○解説

沖縄の箏曲は、本土の八橋、筑紫流の影響があるといわれ、この二流派が本土では衰微した現在では貴重なものである。さらに、現在では三線音楽や沖縄伝統舞踊などの伴奏楽器としても活躍し、芸能文化の向上に大きく寄与している。その芸術性、芸能的な価値は、日本の芸能の中でも重要視されている。

県においては、昭和47年12月28日に無形文化財に指定している。県指定無形文化財「沖縄伝統音楽箏曲」の保持者は、昭和47年の指定時には25名の認定があり、その後、昭和49年4月25日に5名、昭和49年5月25日に8名、平成11年7月27日に37名、平成20年11月28日に20名の追加認定があったが、40名の物故者があり、現在は55名となっている。

○これまでの経緯

- ・平成27年11月25日に「沖縄伝統音楽箏曲」保持者の追加認定について、県教育委員会が文化財保護審議会に諮問。
- ・平成27年12月3日に沖縄県文化財保護審議会から第4専門部会に調査を指示。
- ・平成27年12月22日に開催された第4専門部会において、諮問内容の確認と調査について審議。
- ・平成29年3月29日から平成30年3月1日まで第4専門部会にて調査・審議。
- ・平成30年3月1日第4専門部会にて審議し候補者案を作成。
- ・平成30年3月26日に開催された文化財保護審議会において、認定についての結論がまとまり、平成30年3月29日に比嘉悦子文化財保護審議会会長から平敷昭人教育長に答申が手交された。
- ・平成30年3月29日、教育長決裁により、無形文化財「沖縄伝統音楽箏曲」の追加認定が決定した。

5 「琉球漆器」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる4名を沖縄県指定無形文化財「琉球漆器」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に掲載された5月8日付けとなる。

番号	氏名	住 所
1	後間義雄	那覇市
2	前田國男	大宜味村
3	宮城清	中城村
4	諸見由則	那覇市

○解説

琉球王国の文化を代表する漆芸は、海外との交易品、中国への進貢品、江戸幕府への献上品、また、王城及び上流階級の祭事品としても用いられた。王府は漆芸を国の重要物産として、16世紀頃には、漆芸全般を管轄する「貝摺奉行所」の体制を整え、組織的な製作が本格化した。沖縄の高温多湿の気候風土は漆器の製作に適し、発展を遂げ、沈金、螺鈿、箔絵、堆錦等の加飾法は高度な技法として県内外に知られている。

県においては平成3年1月16日に県指定無形文化財に指定している。県指定無形文化財琉球漆器の保持者は、平成3年の指定時に3名の認定があったが、1名の物故者があり、現在は2名となっている。

○これまでの経緯

- ・平成28年3月7日に「琉球漆器」の保持者追加認定について、県教育委員会より文化財保護審議会に諮問。
- ・平成28年3月11日に沖縄県文化財保護審議会から第4専門部会に調査を指示。
- ・平成29年4月から6月16日まで第4専門部会において調査。
- ・平成29年7月13日に開催された第4専門部会において審議。
- ・平成30年3月26日に開催された文化財保護審議会において、認定についての結論がまとまる。
- ・平成30年3月29日に比嘉悦子文化財保護審議会会長から平敷昭人教育長に答申が手交された。
- ・平成30年3月29日、教育長決裁により、無形文化財「琉球漆器」の追加認定が決定した。